第2章

社会福祉協議会のあり方

## 1 社会福祉協議会(社協)とは

社会福祉協議会(社協)は、住民と公私の社会福祉関係者、団体・機関等によって構成される民間非営利組織(社会福祉法人)であり、地域福祉の実現を具体的・計画的に推進する中心的担い手として、社会福祉法に位置づけられています。

民間組織としての自主性と広く住民と関係者に支えられた公共性という二つの特徴を併せ持ち、住民主体の原則に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、皆で考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることを通して、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すことを目的としています。

特定の福祉課題の解決だけを目的とせず、既存の福祉の枠組みでは対応できない課題、複合的課題、潜在化している課題に取り組んでいくことが他の組織にはない特徴であると言えます。

## 2 地区社会福祉協議会(地区社協)とは

地区社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく中核的な役割を担う団体のひとつとして、市町村よりも小さい区域に組織された社会福祉協議会です。

住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、住民が主体となり組織されている任意団体で、自治会、 民生委員児童委員協議会を中心に、老人クラブ、子ども会、福祉施設等、地域の様々な組織・団体で構成 されています。

さいたま市内には、48の地区社会福祉協議会があり、それぞれの特色を活かした事業を展開しています。なお、さいたま市では、地域福祉活動の中心となっていた自治会連合会及び民生委員児童委員協議会の活動エリアと地区社会福祉協議会の区域をほぼ一致させることにより、地域福祉活動の基礎単位として設定しています。

※詳細は、本計画92ページ以降を参照

## 3 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが身近な地域で安心して自分らしく暮らせるように、住民と関係団体・社会福祉協議会・行政等の協働により地域生活の環境整備を行い、地域社会の福祉課題の解決に取り組んでいく活動を言います。そして、住民の地域福祉活動の活性化を通じて、地域特性に応じた個性ある地域社会をつくっていくものです。

社会福祉法第4条には、地域福祉の推進として「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

住民の主体性のもとで、多様な地域福祉の担い手と関係機関や行政等との協働をさらに進めていくことにより、新たな支えあいや共助の仕組みづくりにつながっていくと考えられます。

## 4 社会福祉協議会のめざすもの

昨今の法律や制度の改正により地域福祉への期待が増大する中、平成28年7月に厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げました。ここでは高齢者や障害者、子育て家族、生活困窮者等の地域住民が必要に応じた支援を受けつつも役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、今後の福祉改革を進めていくことを基本コンセプトとして位置づけています。

こういった新しい地域福祉時代の到来を見据えて、全国社会福祉協議会(全社協)は、平成22年12月に「全社協福祉ビジョン2011」を、また、平成24年10月には「社協・生活支援活動強化方針」を発表しています。この2つの提言では、社会福祉協議会が「いま、重点的に取り組む重要課題」として、「地域における総合相談・生活支援体制の強化・確立」、「地域での公益活動の展開強化」、「地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり」、「福祉人材の確保・育成・定着の取組強化」等を示しています。また、社会福祉協議会の役割として、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、地域のあらゆる生活課題を受け止め、その解決にあたることを使命とし、深刻な生活課題や社会的孤立の予防などの新たな地域福祉の課題に向き合い、誰をも排除しない福祉のまちづくりに取り組むことが求められており、改めて現在の社会福祉協議会活動において、その使命を果たせているのかということを自ら真に点検し、事業や活動の強化を図る重要性を指摘しています。

このような状況を踏まえ、さいたま市社会福祉協議会は、これまで取り組んできた地域活動支援に加え、個別の生活課題の解決を地域住民や専門職と共に支援する「個別支援」を通じ、地域に必要な社会資源を創出する「地域支援」の取り組みへと展開していきます。

また、「地域福祉の理解を広げる基盤づくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「支えあう地域づくり」をさいたま市、地区社会福祉協議会、関係機関、地域住民と連携・協働しながら推進し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。